

令和6年4月23日

令和6年度第1回森づくりサポート研修会

森林環境譲与税の 制度概要と活用の現状について

大阪府みどり公社

森林整備・木材利用促進支援センター

森林環境譲与税の概要（経過）

地球温暖化対策は緊急の課題として国際的な枠組みで対策が進められています。1997年COP3で採択された京都議定書において、手入れされた森林が温室効果ガスの吸収源に位置付けられたことから、森林整備施策が加速されました。

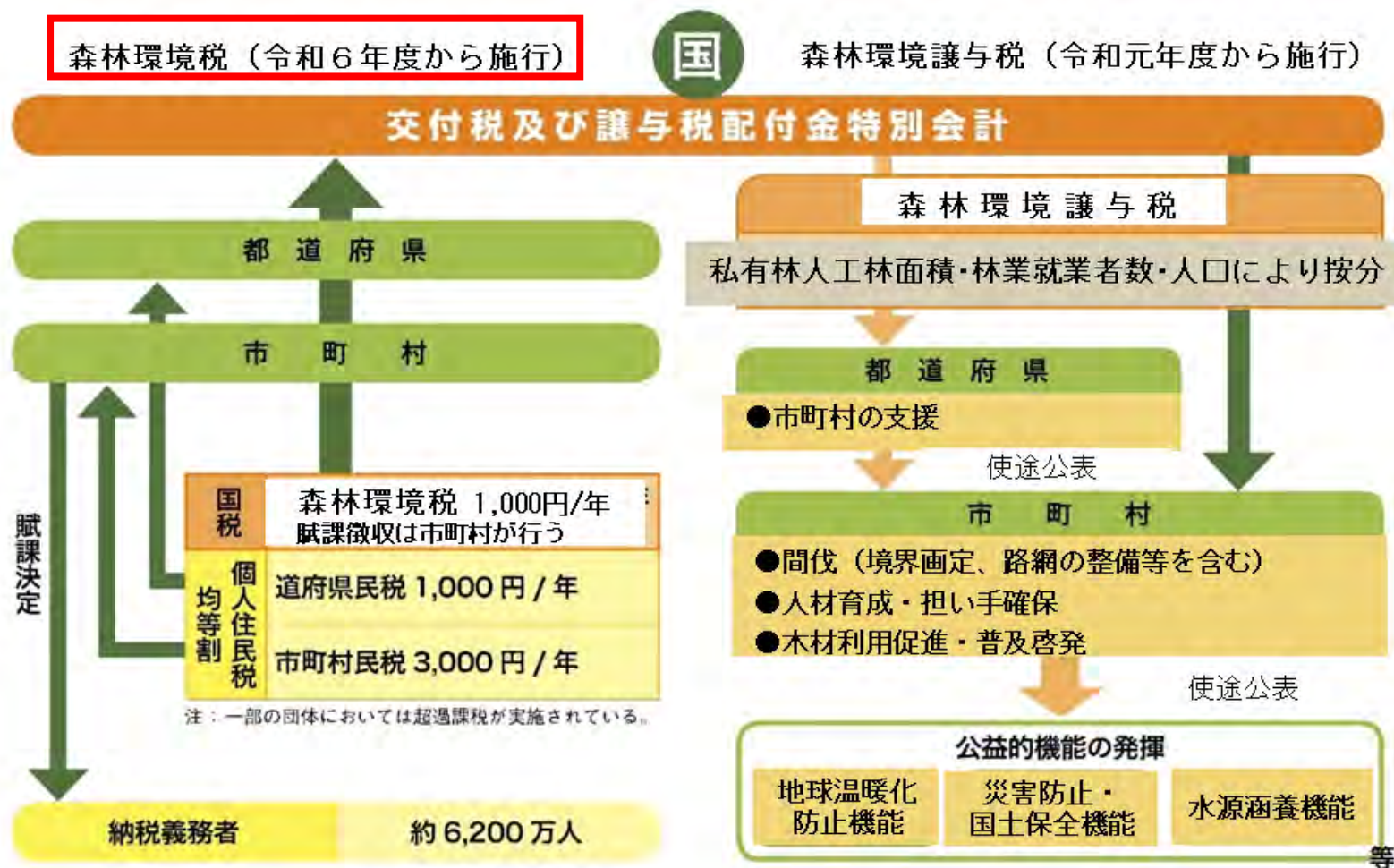
地球温暖化対策と森林施策等の動向

市町村が主体的に取り組むもの

	国際関係	国内の動向
1990年代	地球サミット開催(1992) （気候変動枠組条約採択） 京都議定書採択(1997)	「市町村森林整備計画」の作成が義務付け(1998)
2000年代		森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐特措法）施行(2008) ⇒ 京都議定書の約束期間における森林吸収量の目標達成に向けた法律
2010年代	パリ協定採択（2015）	「森林経営計画制度」スタート(2012) 「林地台帳制度」「森林経営管理制度」「森林環境譲与税の譲与」スタート(2019) 「大阪府森林整備指針」策定(2019) 「建築基準法改正」(2019)
2020年代		2050カーボンニュートラル宣言(2020) 「間伐特措法」の改正・延長(2021) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(2021)

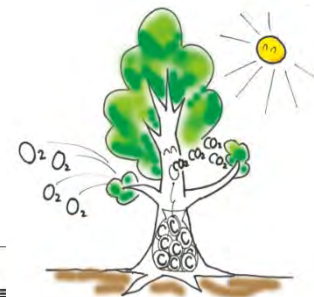
森林環境譲与税の概要（徴税・交付の仕組み）

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。



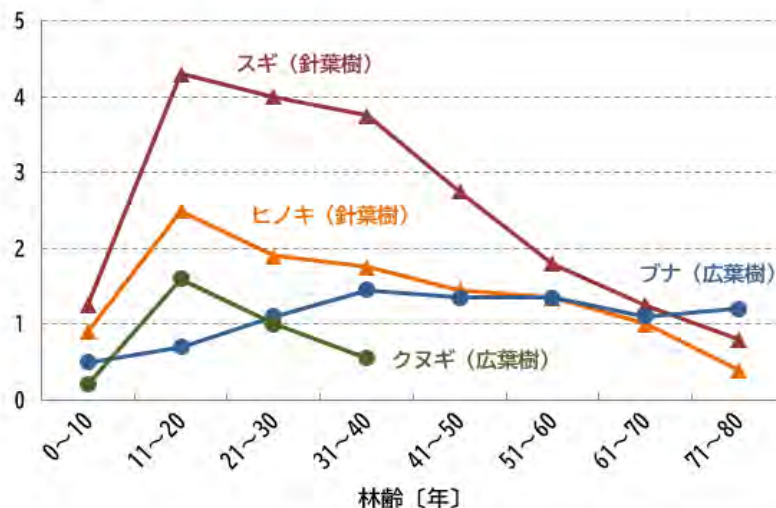
温暖化対策としての森林整備のイメージ

温室効果ガスの排出を森林などの吸収で実質ゼロを目指します。
そのため持続可能な森林経営が求められています。



樹種別・林齢別炭素吸収量

〔炭素トン/ha・年〕



出典：長野県地域森林計画主要樹種林分材積表に基づく試算
グラフ作成：森林・林業学習館

広葉樹よりも針葉樹の方がCO2吸収量が大きく、若いほどよく吸収する

森林を放置しておいては、**目標達成ができない。**

- 森林はCO2の吸収源であり、貯蔵庫でもあります。
- 山の手入れを行い、健全な森林を育てることがCO2吸収とともに、すべての機能を発揮する大切な条件です。
- また、山から収穫された木材を建物などに活用することは、炭素を固定し続けることになるので、長く大切に使うことが私たちの役割です。

森林環境譲与税の使い方

山間地域では・・・

これまで手入れが十分に行われてこなかった森林の間伐等の整備や路網整備、木材の搬出・利用、担い手の確保などの目的のために使われています。



森林整備



人材育成

森林のない都市部の地域では・・・

生産された木材を利用することや山間地域との交流を通じて森林整備に取り組むことなどで、都市住民の森林・林業への理解の醸成や、山間地域への振興等につながることが期待されています。

間接的ではありますが、木材利用や普及啓発により、森林とつながってることを知ることが大切です。



森林の体験



木を知る



木材を使う

森林環境譲与税による木材利用の意義

森林のない都市部では、木材を活用することが、継続的な森林整備を進め、私たちの暮らす環境を守ることにつながります。

重要なことは次の2点です。

- **木材の利用が健全な森林の整備・保全につながる**こと。
- **森林環境税による継続的な財源確保の必要性を、納税者である市民に対し理解を促す普及啓発に繋がる事**

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

平成31年4月1日施行

(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

第三十四条 第二項

都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
- 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
- 三 前項第二号に掲げる施策

第三十四条 第三項

市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

ポジティブリスト

令和 5 年 6 月

林野庁・総務 省

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の使途の範囲内で、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、幅広い事業に活用可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました（令和 5 年 6 月に波線箇所を追加）。

これらはあくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。

1・森林整備

【人工林の整備等】

- ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助（上乗せ含む）
- ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成
- ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップ等機械の購入・貸付・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化等

【路網の整備】

- ・林道や作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施
- ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助
- ・林道等を管理者（森林組合）が改修する際に、資材費等を補助
- ・災害により被災した作業道等の復旧への補助等

【花粉発生源対策】

- ・市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施
- ・森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助（上乗せ含む）
- ・苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援等

【鳥獣被害、森林病虫害対策】

- ・植林箇所における防獣ネットの設置等
- ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援
- ・松くい虫被害木の早期発見のための監視員による松林の監視、松くい虫被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽等

【災害対策】

- ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助
- ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助 等

【計画策定・森林情報整備等】

- ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置
- ・運営 ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析
- ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等

【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】

- ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備 費用を負担 等

2.人材育成

【林業事業体、林業従事者への支援】

- ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助
- ・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助
- ・高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助
- ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成
- ・林業事業体が合同企業説明会等へ参加する費用への補助 等

【研修生への支援】

- ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助
- ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援 等

【研修の実施】

- ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、作業道開設等の技術研修会を実施
- ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営
- ・担い手研修を実施する施設の整備
- ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施
- ・大学生が林業事業体へインターンシップを行う経費への支援 等

【担い手確保のための情報発信】

- ・就業ガイダンスの開催、パンフレット作成 等

【市町村体制の確保】

- ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置
- ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施 等

3.木材利用	【施設の木造・木質化】 ・ 公共施設（役場、小中学校、保育園、公民館等）の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備 ・ 公共施設への木製什器（机、いす、ロッカー等）の設置 ・ 多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助 等
	【木製品の制作・利用】 ・ 地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置 ・ 地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等
	【木材利用のための体制整備】 ・ 民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成 ・ 木育インストラクター養成講座の開催 ・ 間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助 等
4.普及啓発	【都市側】 ・ 森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催 ・ 都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催 ・ 木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展 ・ 市民向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIYワークショップの開催 等
	【山村側】 ・ 森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 ・ 森林セラピー基地の整備（案内標識の設置等） ・ 都市・山村の子どもたちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

ポジティブリストの考え方整理

ポジティブリストは、森林経営管理制度にしか使えないという誤解が生じているため、実施可能な取組の例のリストを作成したもの

➤「**法第34条の使途の範囲内で**」「**市町村の判断で**」
「**国民の理解が得られるかという点**」 に留意が必要

・上乗せ補助は良いのか？

国庫補助事業の補助率の嵩上げ（例 10%→15%など）や、上乗せ補助事業の新規立ち上げなどを想定

・既存事業の財源に充当しても良いのか？

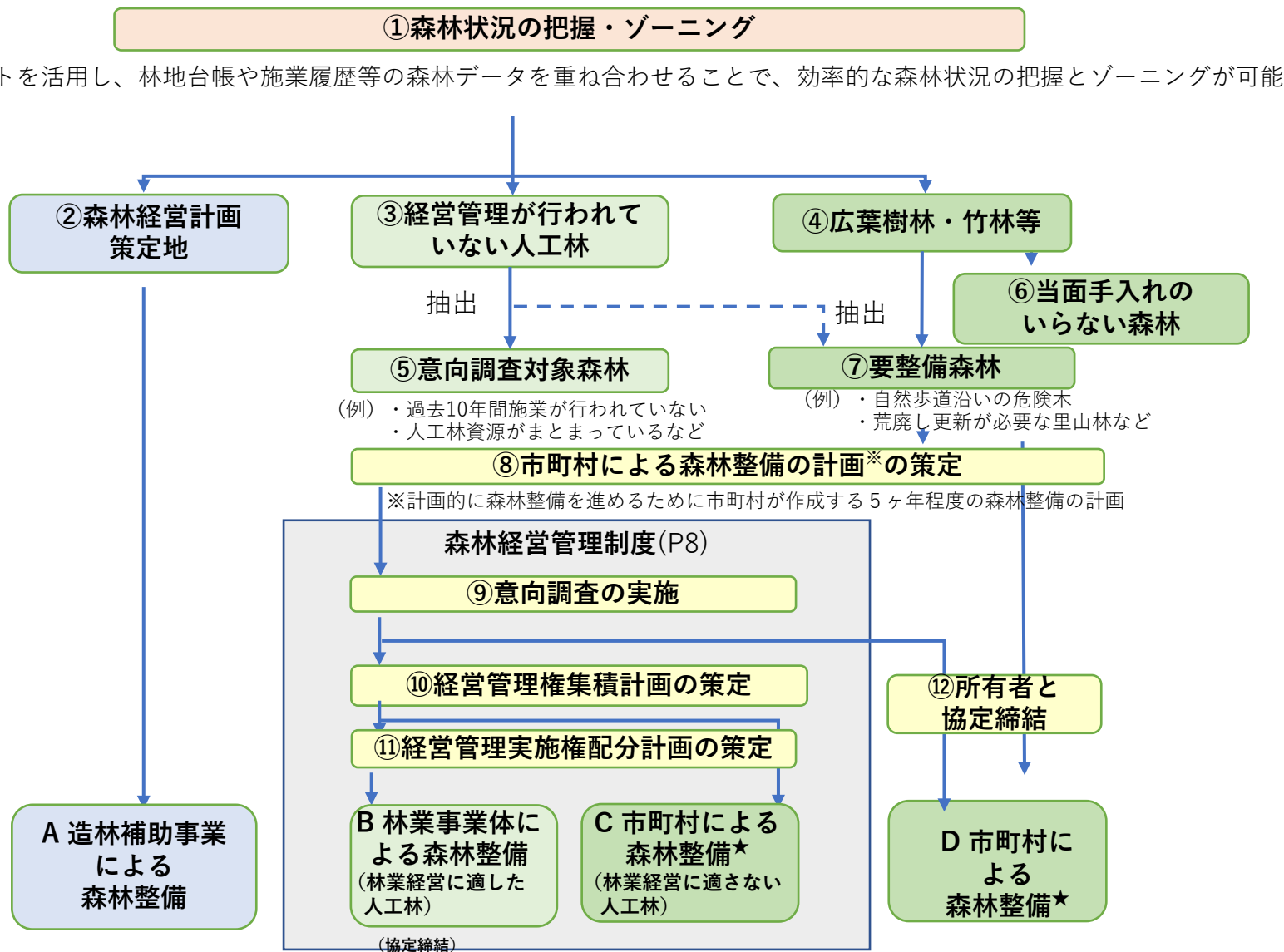
既存の施策では適切な森林整備等が進まない現状の元、新たな負担（超過課税）を求めた財源であることから、既存の財源で実施してきた事業に振り替えることは、市民理解を得ることが困難

・使途に関する相談はどこにすれば良いか？

譲与税を活用して事業化ができるよう、考え方の整理や計画での位置付けについて支援しますので、まずは支援センターにご相談ください。

森林環境譲与税を活用した森林整備のフロー

市町村が森林整備を検討し、実施するまでの標準的なフローを以下に示します。



◆ A B C D はP4の【整備手法の分類】に対応

★森林環境譲与税を活用

市町村の森林の状況と整備手法の検討

市町村別の森林面積とスギ・ヒノキの人工林率

区 分		スギ・ヒノキの人工林率			
		40%以上	30%～40%	10%～30%	10%未満
森林面積	3,000ha以上	千早赤阪村 河内長野市 和泉市	高槻市 能勢町		岬町
	1,000ha～ 3,000ha	豊能町 河南町	岸和田市 貝塚市	泉佐野市	茨木市 箕面市 島本町 泉南市 交野市 阪南市
	100ha～ 1,000ha		太子町	富田林市 熊取町 東大阪市 八尾市 枚方市 柏原市	大東市 四條畷市 池田市 羽曳野市 堺市
	100ha未満				豊中市 吹田市 寝屋川市 高石市

森林面積・人工林率から類推する森林整備手法のパターンの一例

区 分	種 類	整 備 手 法
森林面積3,000ha以上 人工林率40%以上	林業経営推進タイプ	まとまった人工林が多いことから、A・Bを中心に、Cを併用
森林面積1,000ha以上 人工林率30%以上	林業経営・ 公的管理複合タイプ	Cを中心に、林業経営が可能な地域では、A・Bによる森林整備を実施
森林面積100ha以上 人工林率10%以上	協定締結型 (防災対策等)	森林が市街地に近いことから、災害防止を重視し、C・Dにより森林整備を実施
森林面積100ha未満 人工林率10%未満	協定締結型 (里山林整備等)	里山林が多いことから、広葉樹の整備など、Dを中心に森林整備を実施

【整備手法の分類

- A：森林経営計画を策定し、造林補助事業により整備
- B：森林経営管理制度（意向調査）で集積計画を策定し、実施権配分計画により林業事業体が整備
- C：森林経営管理制度（意向調査又は申出）で集積計画を策定し、森林環境譲与税により市町村が管理
- D：市町村が所有者と協定を締結し、譲与税を活用して整備

譲与税の活用事例

人工林の間伐（豊能町）



工事件名 豊能町豊能町寺田地内
工事場所 豊能町豊能町寺田地内
箇所No.2
標準地No.2
作業前



工事件名 豊能町豊能町寺田地内
工事場所 豊能町豊能町寺田地内
箇所No.2
標準地
施工完了

CO₂森林吸収量を認証
21.6CO₂- t

譲与税の活用事例（河内長野市役所）

18

多くの市民の目に触れる公共施設の木質化



市民ホールの情報コーナー



市民窓口課



マイナンバー窓口

譲与税の活用事例

19

多くの市民が利用する公共施設での木材利用事例



八尾市 保健センター
相談スペース



松原市 市内公共施設
ベンチ



地域産木材の利用及び表示

譲与税の活用事例

20

大阪市 公立保育所
ロッカー、棚、パーテーション、など

子どもたちの直接手に触れる什器等に
木材を利用



譲与税の活用事例

小学校等における木材利用とその啓発

21

東大阪市 小中学校 教室の床板



この教室の床貼替工事は、
森林環境譲与税を活用した事業です。
令和3年1月完成

泉南市 小学校
教室机の天板を交換（大阪産材を使用）
整備後、森林・林業を学ぶ出前授業を実施

譲与税の活用事例

22

大阪市 図書館

多くの市民の目に触れる公共施設での木材利用と
図書等の購入・P Rによる普及啓発



展示ケース



書架、森林普及啓発用図書



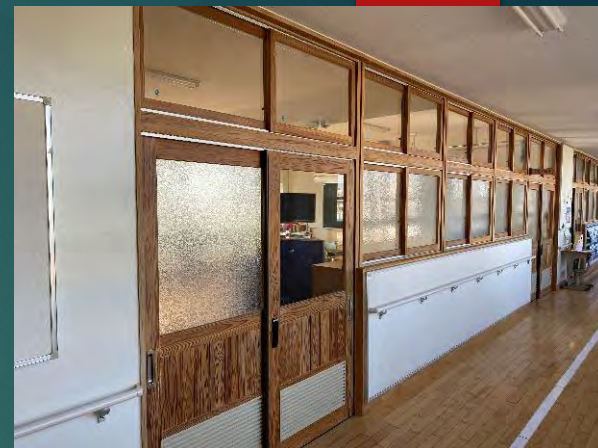
飛沫防止衝立



ゴミ箱



守口市立さくら小学校



門真市立五月田小学校



木質化事例（庁舎）

24



能勢町新庁舎



議場

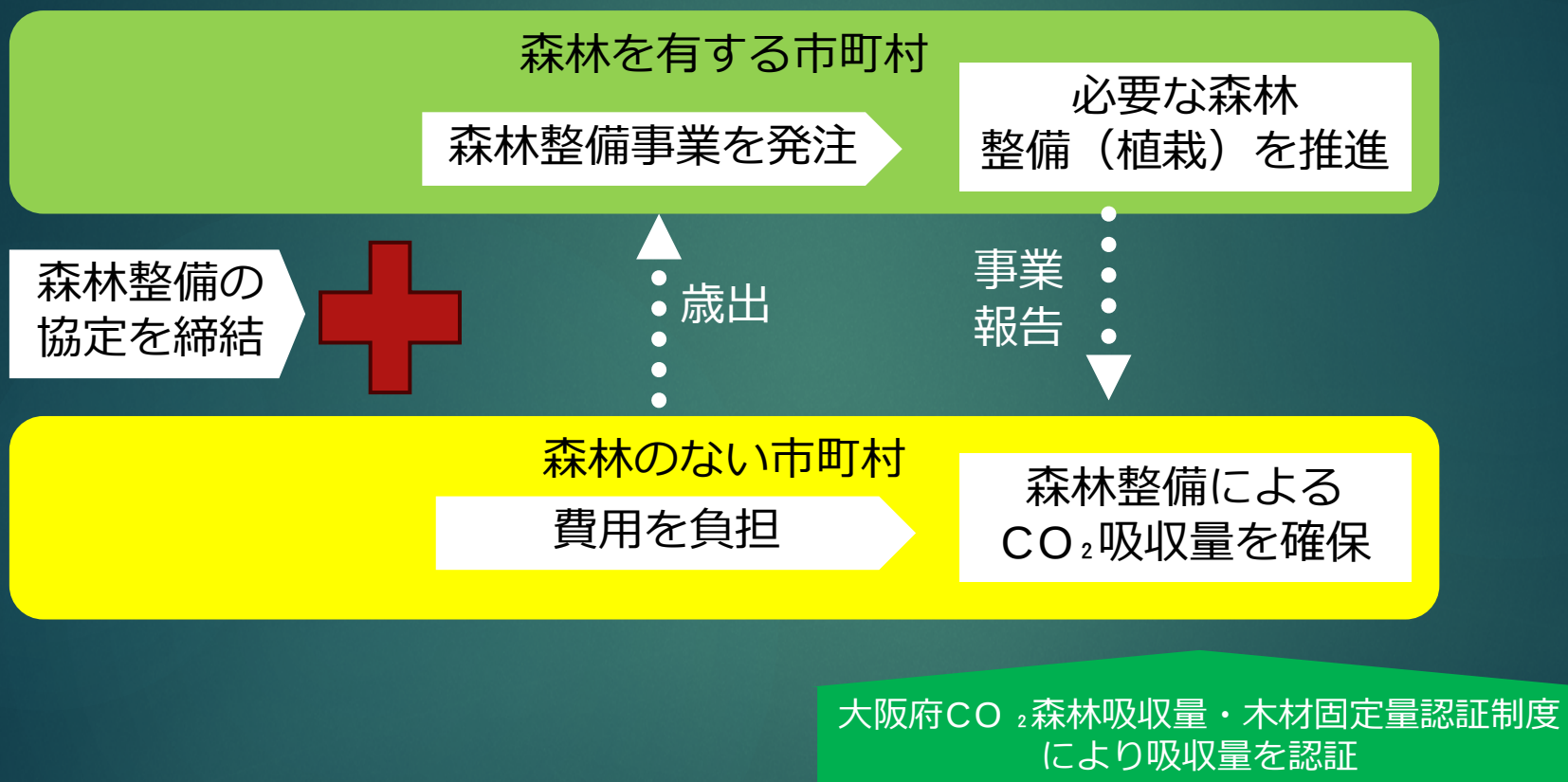


和泉市新庁舎

1階総合案内

森林環境譲与税活用事例

市町村連携による森林整備（豊中市・能勢町）



森林環境譲与税活用事例

森林ESD及び市町村連携

森林ESD (Education for Sustainable Development) の取り組み

- 河内長野市、千早赤阪村等が連携し、地元小学生を対象にプログラムを展開中。
府域の他市町とも連携し、プログラムの提供を検討中。（森林環境譲与税の活用が可能）
- 森林、原木市場、製材工場等に出かけて、森林の機能を学んだり、木を育てる～伐採～製材～利用の行程を実際に見て、木に触れることで、森と自分たちの生活のつながりを学ぶことができる。



森林・林業のお話



間伐体験



原木市場でせり売りの見学



製材工場の見学



木エクラフト体験

森林ESDプログラム例(河内長野市)

令和4年度は市内11校で実施されており、実施校を拡大予定。小学5年生が対象。

時間	9:00	9:40	10:00	10:45	11:30	12:15	12:30	13:00	14:00	15:00
移動	学校出発					移動				学校到着 終了
体験		森の おはなし	間伐体験	森の観察	昼食				木工体験	
見学							競り市 見学	製材所 見学		

森林環境譲与税の活用のポイント

1 施策の位置づけや事業の棲み分けを明確にする

- Ex. ・環境総合計画等に「公共施設の木質化の推進」を位置付ける
- ・木材利用方針に具体的な木質化の対象施設や取組みを明記する
 - ・既存事業との違いを整理し事業実施要項に反映する など

2 譲与税の活用促進や進捗管理ができる体制を作る

- Ex. ・木材利用に関する庁内横断的な推進会議を設置し、定期的に取り組みの進捗確認や方向性の再検討を行う
- ・木造・木質化の研修会の定期開催 など

超過課税である森林環境譲与税の活用にあたっては、使途について市民に理解してもらうことが必要です。

このためには、事業の内容が適切であることはもちろん、なぜ市として税金を使って実施するのか、施策としての理解を得ることが大切です。

また、譲与税の活用を複数の部局が行う場合も多く想定されるため、財源活用の方向性や充当範囲を共有しておくことも有効です。

よくあるご質問

Q:木材利用する場合、どこまで譲与税で使えるか？

A:材料費のみならず、木材利用に関する諸費用に使える

- ・ 設計委託費（プロポーザル契約等、設計と施工を合わせて発注する場合など）
- ・ 労務費（木質化にかかる工賃）
- ・ 普及啓発（木質化を紹介する看板やパンフレット）

ただし、市町村において充当のルールを決め、案件ごとにばらつきが無いようにしておくことが望ましい。

Q:国産材や府内産材を使った製品はどこで手に入るのか？

A:大メーカーのカタログ等に掲載されている、多くの店舗に在庫があるといった製品はほとんどなく、注文生産されるものが多いのが実情です。

インターネットで検索等をしても見つからない場合は、森林整備・木材利用促進支援センターにお問い合わせください。

森林整備・木材利用促進支援センターにご相談ください！

支援センターでは以下のサービスを行っています

- 譲与税の活用、森林整備や木材利用にあたっての相談対応
- 木材利用アドバイザーの派遣
- 仕様書、設計書作成等への助言
- 庁内会議や研修会への講師派遣
- 大阪府内産木材を活用した製品の紹介 など

**電話でのご相談、個別訪問にも対応
建築士や木材流通の専門家の派遣を行います！**

電 話：06-6563-7321

メールアドレス：shien@osaka-midori.jp